

伊 勢 市 公 報

第 317 号
平成 31 年 1 月 21 日
月 曜 日

目 次

	頁
規 則	
○ 伊勢市特別保育の実施に関する条例施行規則を廃止する規則	2
○ 伊勢市延長保育の実施に関する規則	4
○ 伊勢市休日保育の実施に関する規則	12
○ 伊勢市一時保育の実施に関する規則	18
議会規則	
○ 伊勢市議会議員政治倫理条例施行規則の一部を改正する規則	28
告 示	
○ 放置原動機付自転車	30
○ 道路の区域決定について	32
○ 今一色コミュニティセンターの指定管理者の指定について	33
○ 伊勢市都市農山村交流促進施設の指定管理者の指定について	34
○ 賓日館の指定管理者の指定について	35
○ サンライフ伊勢の指定管理者の指定について	36
教育委員会告示	
○ 教育委員会会議の招集について	37
○ 伊勢市立図書館の指定管理者の指定について	38
○ 伊勢市生涯学習センターの指定管理者の指定について	39
○ 伊勢市観光文化会館及び伊勢市観光文化会館駐車場の指定管理者の指定について	40
○ 伊勢市立伊勢古市参宮街道資料館の指定管理者の指定について	41
○ 伊勢河崎商人館の指定管理者の指定について	42
農業委員会告示	
○ 農業委員会総会の招集について	43
上下水道事業告示	
○ 伊勢市指定給水装置工事事業者の指定について	44
公 告	
○ 市街地再開発事業の施行地区及び設計の概要を表示する図書の縦覧について	45
○ 公売公告兼見積価額公告	46
○ 都市公園の供用開始について	53
○ 都市公園の供用開始について	54

伊勢市特別保育の実施に関する条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成 31 年 1 月 4 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 1 号

伊勢市特別保育の実施に関する条例施行規則を廃止する規則

伊勢市特別保育の実施に関する条例施行規則（平成 27 年伊勢市規則第 20 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（伊勢市立保育所条例施行規則及び伊勢市特別保育の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正）

- 2 伊勢市立保育所条例施行規則及び伊勢市特別保育の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則（平成 30 年伊勢市規則第 14 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

伊勢市立保育所条例施行規則の一部を改正する規則

第 1 条の見出し及び条名を削る。

第 2 条を削る。

伊勢市延長保育の実施に関する規則をここに公布する。

平成 31 年 1 月 4 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 2 号

伊勢市延長保育の実施に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、伊勢市特別保育の実施に関する条例（平成 27 年伊勢市条例第 8 号。以下「条例」という。）に定める延長保育の実施について必要な事項を定めるものとする。

(延長保育の実施)

第 2 条 延長保育は、次の各号に掲げる延長保育の区分に応じ、当該各号に定めるところにより、必要と認める児童に対し、実施する。

- (1) A型延長保育 市立保育所（伊勢市立保育所条例（平成 17 年伊勢市条例第 88 号）第 2 条に定める保育所をいう。以下同じ。）又は市立認定こども園（伊勢市立認定こども園条例（平成 22 年伊勢市条例第 24 号）第 2 条に定める認定こども園をいう。）に入所し、又は入園し、保育の必要量が 8 時間までに限られた児童について、各施設の開所時間（伊勢市立保育所条例施行規則（平成 17 年伊勢市規則第 61 号）第 4 条又は伊勢市立認定こども園条例施行規則（平成 22 年伊勢市規則第 32 号）第 4 条に定める開所時間をいう。）を超えない範囲で実施する。
- (2) B型延長保育 市立保育所に入所している児童について、当該児童の保護者が次のいずれかに該当する場合に実施する。

ア 昼間に居宅外で就労することを常態としており、就労形態、通勤等のため帰宅の時刻が開所時間（伊勢市立保育所条例施行規則第 4 条に定める開所時間をいう。以下同じ。）外となる場合

イ 昼間に居宅内で児童と離れて就労（日常的な家事以外の労働に限る。）することを常態としており、当該就労の終了する時刻が開所時間外となる場合

ウ 疾病、負傷又は精神若しくは身体の障害により、開所時間を超え

て児童を保育する必要があると認める場合

エ 長期にわたり疾病の状態にあり、又は精神若しくは身体に障害を有する親族を常時介護しているため、開所時間を超えて児童を保育する必要があると認める場合

オ 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっているため、開所時間を超えて児童を保育する必要があると認める場合

カ その他市長が特に必要と認める状態にある場合

(実施日並びに実施施設及び保育時間)

第3条 延長保育の実施日は、月曜日から土曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までを除く。）とする。

2 延長保育の実施施設及び保育時間は、別表に定めるとおりとする。

(利用の申込み)

第4条 条例第4条の規定による延長保育の利用の申込みは、次の各号に掲げる延長保育の区分に応じ、当該各号に定める期日までに、延長保育利用申込書（様式第1号）を市長に提出してしなければならない。

(1) A型延長保育 A型延長保育を利用する日の前日

(2) B型延長保育 B型延長保育を利用する日の5日前

2 前項の申込書（A型延長保育に係るものを除く。）には、市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、A型延長保育の利用の申込みは、緊急性が極めて高いと市長が認めるときは、口頭ですることができる。この場合においては、事後において速やかに第1項の申込書を提出するものとする。

(利用の承認)

第5条 市長は、前条第1項の申込書の提出又は同条第3項の規定による

口頭による申込みがあったときは、その内容を審査し、及び必要に応じ
て保護者の状況等について調査を行い、延長保育の利用を承認すべきも
のと認めるときは、延長保育利用承認通知書（様式第2号）により保護
者に通知するものとする。

（特別保育料の納期）

第6条 特別保育料は、当月分を翌月の末日（12月あつては、同月26日）
までに納付しなければならない。

（延長保育の実施の解除）

第7条 市長は、第5条の規定により延長保育の利用の承認を受けた児童
又はその保護者について、次の各号のいずれかに該当すると認めるとき
は、延長保育の利用を解除することができる。

- (1) 第2条に規定する延長保育の実施基準に該当しなくなったとき。
- (2) 疾病その他の理由により、保育に堪えられないとき、又は他の利用
児童に悪影響を及ぼすおそれがあるとき。
- (3) その他市長が延長保育の利用を解除することが適当であると認めた
とき。

（補則）

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行前に伊勢市特別保育の実施に関する条例施行規則を廃
止する規則（平成31年伊勢市規則第1号）の規定による廃止前の伊勢
市特別保育の実施に関する条例施行規則（平成27年伊勢市規則第20号）
の規定によりした延長保育に係る処分、手続その他の行為は、この規則

の相当する規定によりした延長保育に係る処分、手続その他の行為とみなす。

別表（第3条関係）

実施施設	保育時間	
	A型延長保育	B型延長保育
伊勢市立保育所きらら館	午前7時から午前8時30分まで及び午後4時30分から午後6時まで	午後6時から午後7時まで
伊勢市立明倫保育所	午前7時30分から午前8時30分まで及び午後4時30分から午後6時30分まで	
伊勢市立浜郷保育所	午前7時30分から午前8時30分まで及び午後4時30分から午後6時まで	
伊勢市立二見浦保育園	午前7時30分から午前8時30分まで及び午後4時30分から午後6時まで	
伊勢市立五峰保育園	午前7時30分から午前8時30分まで及び午後4時30分から午後6時まで	
伊勢市立高城保育園	午前7時30分から午前8時30分まで及び午後4時30分から午後6時まで	

伊勢市立保育所あけぼの園	午前7時30分から午前8時30分まで及び午後4時30分から午後6時まで	
伊勢市立保育所しらとり園	午前7時30分から午前8時30分まで及び午後4時30分から午後6時まで	
伊勢市立保育所ゆりかご園	午前7時30分から午前8時30分まで及び午後4時30分から午後6時まで	
伊勢市立御薊第一保育園	午前7時30分から午前8時30分まで及び午後4時30分から午後6時まで	
伊勢市立御薊第二保育園	午前7時30分から午前8時30分まで及び午後4時30分から午後6時まで	
伊勢市立しごうこども園	午前7時30分から午前8時30分まで及び午後4時30分から午後6時まで	

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

延長保育利用申込書

（宛先）伊勢市長

〒 -

住 所

保護者氏名

※自署でない場合は、記名押印してください。

電 話 (続柄)

下記のとおり、延長保育の利用を申し込みます。

記

ふりがな		性別 男 ・ 女
児童氏名		
生年月日	年 月 日	年齢 歳 (利用する日の属する年度の4月1日現在の年齢)
在園施設名		
延長保育	A型延長保育	B型延長保育
利用期間	年 月 日から 年 月 日まで	

備考 B型延長保育の利用を申し込む場合は、就労証明書、診断書等のB型延長保育を利用することができる状況にあることを証する書類を添付してください。

様

伊勢市長



延長保育利用承認通知書

延長保育の利用について、下記のとおり決定しましたので、通知します。

記

延長保育の 種 類		施設名	
児 童 氏 名			
利 用 期 間			
特別保育料			

（教示）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、伊勢市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、伊勢市を被告として（訴訟において伊勢市を代表する者は伊勢市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

伊勢市休日保育の実施に関する規則をここに公布する。

平成 31 年 1 月 4 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 3 号

伊勢市休日保育の実施に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、伊勢市特別保育の実施に関する条例（平成 27 年伊勢市条例第 8 号。以下「条例」という。）に定める休日保育の実施について必要な事項を定めるものとする。

(休日保育の実施)

第 2 条 休日保育は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 19 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に該当する本市に住所を有する支給認定子ども（同法第 20 条第 4 項に規定する支給認定子どもをいう。以下同じ。）であって、市内において特定教育・保育（保育に限る。）（同法第 27 条第 1 項に規定する特定教育・保育をいう。）又は特別利用教育（同法第 28 条第 1 項第 3 号に規定する特別利用教育をいう。）を受けるものについて、当該支給認定子どもの保護者が就労等により、休日（条例第 2 条第 3 号に規定する日をいう。以下同じ。）において児童を家庭で保育できないと認める場合に実施する。

(実施日並びに実施施設、保育時間及び定員)

第 3 条 休日保育の実施日は、休日とする。

2 休日保育の実施施設、保育時間及び定員は、別表に定めるとおりとする。

(利用の申込み)

第 4 条 条例第 4 条の規定による休日保育の利用の申込みは、休日保育を利用する日の 10 日前までに、休日保育利用申込書（様式第 1 号）を市長に提出してしなければならない。

2 前項の申込書には、市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

(利用の承認)

第5条 市長は、前条第1項の申込書の提出があったときは、その内容を審査し、及び必要に応じて保護者の状況等について調査を行い、休日保育の利用を承認すべきものと認めたときは、休日保育利用承認通知書(様式第2号)により保護者に通知するものとする。

(特別保育料の納期)

第6条 特別保育料は、当月分を翌月の末日(12月あつては、同月26日)までに納付しなければならない。

(休日保育の実施の解除)

第7条 市長は、第5条の規定により休日保育の利用の承認を受けた児童について、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、休日保育の利用を解除することができる。

- (1) 第2条に規定する休日保育の実施基準に該当しなくなったとき。
- (2) 疾病その他の理由により、保育に堪えられないとき、又は他の利用児童に悪影響を及ぼすおそれがあるとき。
- (3) その他市長が休日保育の利用を解除することが適当であると認めたとき。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前に伊勢市特別保育の実施に関する条例施行規則を廃止する規則(平成31年伊勢市規則第1号)の規定による廃止前の伊勢市特別保育の実施に関する条例施行規則(平成27年伊勢市規則第20号)

の規定によりした休日保育に係る処分、手続その他の行為は、この規則の相当する規定によりした休日保育に係る処分、手続その他の行為とみなす。

別表（第3条関係）

実施施設	保育時間	定員
伊勢市立保育所きらら館	午前7時30分から午後6時まで	20人

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

休日保育利用申込書

（宛先）伊勢市長

〒 -

住 所

保護者氏名

※自署でない場合は、記名押印してください。

電 話 (続柄)

下記のとおり、休日保育の利用を申し込みます。

記

ふりがな		性別 男 ・ 女
児童氏名		
生年月日	年 月 日	年齢 歳 (利用する日の属する年度の4月1日現在の年齢)
在園施設名		
休日保育を必要とする理由		
利用期間	年 月 日から 年 月 日まで <input type="checkbox"/> 毎 ・ 第 日曜 <input type="checkbox"/> 祝日 (時 分から 時 分まで)	

備考 就労証明書、診断書等の休日保育を利用することができる状況にあることを証する書類を添付してください。

様

伊勢市長



休日保育利用承認通知書

休日保育の利用について、下記のとおり決定しましたので、通知します。

記

施設名	
児童氏名	
利用期間	
特別保育料	

（教示）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、伊勢市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、伊勢市を被告として（訴訟において伊勢市を代表する者は伊勢市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

伊勢市一時保育の実施に関する規則をここに公布する。

平成 31 年 1 月 4 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第4号

伊勢市一時保育の実施に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、伊勢市特別保育の実施に関する条例（平成27年伊勢市条例第8号。以下「条例」という。）に定める一時保育の実施について必要な事項を定めるものとする。

(一時保育の実施)

第2条 一時保育は、現に保育所、認定こども園（保育の利用に限る。）又は地域型保育事業として認可を受けた施設に入所又は入園をしていない生後3か月（伊勢市立保育所ゆりかご園において一時保育を利用する場合にあっては、満1歳）以上の小学校就学前の健康な児童について、本市に住所を有する当該児童の保護者が次の各号のいずれかに該当する場合に実施する。

- (1) 就労、職業訓練、就学等により、家庭での保育が断続的に困難である場合
- (2) 傷病、災害、事故、出産、看護、介護、冠婚葬祭その他の社会の慣習上又は社会生活上やむを得ない事由により、緊急かつ一時的に家庭での保育が困難となる場合
- (3) 育児に伴う心理的及び肉体的負担の解消等のため、一時的に当該児童を保育する必要があると認められる場合（障害児を体験的に利用させる場合を含む。）
- (4) その他市長が特に必要と認める状態にある場合
(実施施設、実施日、保育時間及び定員)

第3条 一時保育の実施施設、実施日、保育時間及び定員は、別表に定めるとおりとする。

(一時保育の実施日数の制限)

第4条 同一の児童に対する一時保育の実施日数は、次の各号に掲げる一時保育の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、これを変更することができる。

- (1) 第2条第1号の規定に係る一時保育 週3日以内
- (2) 第2条第2号の規定に係る一時保育 月14日以内
- (3) 第2条第3号の規定に係る一時保育 週3日以内
- (4) 第2条第4号の規定に係る一時保育 市長が必要と認める日数
(利用の申込み及び登録)

第5条 一時保育を利用しようとする保護者（以下「登録申請者」という。）は、一時保育を利用する日までに、一時保育登録申込書（様式第1号）を提出し、あらかじめ利用者の登録を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、同項の登録の申込みは、緊急性が極めて高いと市長が認めるときは、口頭であることができる。この場合において、利用者は事後において速やかに前項の申込書を提出するものとする。

(利用の承認及び登録の実施)

第6条 市長は、前条第1項の申込書の提出又は同条第2項の規定による口頭による申込みがあったときは、その内容を審査し、及び必要に応じ、保護者の状況等について調査を行い、一時保育の利用を承認すべきものと認めるときは、登録に係る児童ごとに次に掲げる事項を利用者登録簿に登録し、その旨を一時保育登録承認通知書（様式第2号）により当該登録申請者に通知する。

- (1) 一時保育登録申込書の記載事項
- (2) 登録年月日及び登録番号

2 前条第1項の登録の有効期間は、登録の日から登録の日の属する年度の末日までとする。

3 前条第1項の登録を受けた登録申請者（以下「登録者」という。）は、

第1項第1号に掲げる事項に変更が生じたときは、一時保育登録変更届出書（様式第3号）を速やかに提出しなければならない。

4 登録者は、前条第1項の登録の解除の申出をするときは、一時保育登録解除届（様式第4号）を提出しなければならない。

（利用の予約）

第7条 登録者は、一時保育を利用するときは、利用する日までに利用の予約をしなければならない。

（特別保育料の納期）

第8条 特別保育料は、当月分を翌月の末日（12月あつては、同月26日）までに納付しなければならない。

（登録の拒否及び取消し）

第9条 市長は、登録申請者又は第5条第1項の登録に係る児童が次の各号のいずれかに該当するとき、又は一時保育登録申込書に虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否することができる。

(1) 第2条に規定する一時保育の実施基準に該当しないと認められるとき。

(2) 疾病その他の理由により、保育に堪えられないとき、又は他の利用児童に悪影響を及ぼすおそれがあるとき。

2 市長は、登録者又は第5条第1項の登録に係る児童が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その登録を取り消すことができる。

(1) 第2条に規定する一時保育の実施基準に該当しなくなったとき。

(2) 疾病その他の理由により、保育に堪えられないとき、又は他の利用児童に悪影響を及ぼすおそれがあるとき。

(3) 不正な手段により登録を受けたとき。

(4) その他市長が登録を取り消すことが適当であると認めたとき。

- 3 市長は、第1項の規定により登録を拒否したとき、又は前項の規定により登録を取り消したときは、遅滞なく、文書によりその理由を付して通知しなければならない。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次項から附則第4項までの規定は、平成31年2月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 第5条第1項の登録を受けようとする者は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、同条第1項の規定の例により、利用の申込みをすることができる。
- 3 市長は、前項の規定により利用の申込みがあった場合には、施行日前においても、第6条第1項の規定の例により、その登録をすることができる。この場合において、その登録を受けた者は、施行日において第5条第1項の登録を受けたものとみなす。
- 4 前項の規定により登録を受けた者であって、第7条の規定による予約をしようとする者は、施行日前においても、同条の規定の例により、その予約をすることができる。この場合において、その予約は、施行日において第7条の規定による予約とみなす。

別表（第3条関係）

実施施設	実施日	保育時間	定員
伊勢市立保育所きらら館	月曜日から土曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する	午前8時30分から 午後4時30分まで	15人

	休日、1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までの日（以下「祝日等」という。）を除く。）		
伊勢市立保育所 ゆりかご園	月曜日から金曜日まで（祝日等を除く。）	午前8時30分から 午後4時30分まで	6人
伊勢市立しごう こども園	月曜日から土曜日まで（祝日等を除く。）	午前8時30分から 午後4時30分まで	15人

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

一時保育登録申込書

（宛先）伊勢市長

〒 -

住 所

保護者氏名

※自署でない場合は、記名押印してください。

電 話 (続柄)

下記のとおり、一時保育の登録を申し込みます。

記

ふりがな		性別	男・女
児童氏名			
生年月日	年 月 日	年齢	
保育を必要とする理由	<input type="checkbox"/> 就労等のため <input type="checkbox"/> 緊急のため <input type="checkbox"/> リフレッシュ等のため ()		

様式第2号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

伊勢市長



一時保育登録承認通知書

先に申請のありました一時保育の登録について、下記のとおり承認したので通知します。

記

登録番号	
児童の氏名	
児童の生年月日	年 月 日生
保護者の氏名	
保育を必要とする理由	
登録期間	年 月 日から 年 月 日まで

様式第4号（第6条関係）

年 月 日

一時保育登録解除届

（宛先）伊勢市長

〒 -

住 所

保護者氏名

※自署でない場合は、記名押印してください。

電 話 (続柄)

このことについて、下記のとおり提出します。

記

登 録 番 号	
児 童 の 氏 名	
児 童 の 生 年 月 日	年 月 日

伊勢市議会議員政治倫理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 31 年 1 月 4 日

伊勢市議会議長 中山裕司

伊勢市議会規則第1号

伊勢市議会議員政治倫理条例施行規則の一部を改正する規則

伊勢市議会議員政治倫理条例施行規則（平成29年伊勢市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第11条を第12条とし、第2条から第10条までを1条ずつ繰り下げ、第1条の次に次の1条を加える。

（補助金等の交付を受けている団体を代表する役員への就任）

第2条 条例第3条第4号に規定する補助金等の交付を受けている団体とは、市から直接、活動又は運営に対する補助金、助成金又は交付金を受けている団体とする。

2 条例第3条第4号に規定する補助金等の交付を受けている団体を代表する役員とは、前項に掲げる団体の代表、副代表及び当該団体の意思を決定する立場にある役職とする。

附則第2項中「第6条第1項」を「第7条第1項」に改める。

様式第1号中「(第3条関係)」を「(第4条関係)」に改める。

様式第2号中「(第3条関係)」を「(第4条関係)」に改める。

様式第3号中「(第9条関係)」を「(第10条関係)」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市告示第 1 号

伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例(平成 25 年伊勢市条例第 19 号) 第 12 条第 2 項及び第 14 条第 1 項の規定により、放置されていた自転車等を撤去し、保管したので、第 14 条第 2 項の規定により告示します。

平成 31 年 1 月 9 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 保管自転車等の種類
原動機付自転車 (ホンダ)
- 2 自転車等を撤去した日時
平成30年12月26日 午前10時
- 3 保管自転車等が放置されていた場所
市道宮後 2 丁目 3 号線 (伊勢市宮後 2 丁目地内)
- 4 保管場所
伊勢市車庫及び水防倉庫 (伊勢市佐八町1069番地 3)
- 5 保管期間
告示の日から60日間
- 6 保管期間経過後の措置
保管期間を経過してもなお保管自転車等を返還することができない場合は、伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例第17条第 1 項の規定により、当該保管自転車等を売却又は廃棄等の処分をします。

7 連絡先

伊勢市都市整備部維持課 管理係

電話番号 0596-21-5589

伊勢市告示第 2 号

道路の区域変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように道路の区域を変更しました。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

平成 31 年 1 月 9 日

伊勢市長 鈴木 健 一

道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
市 道	小俣 22 号線	小俣町新村 455 番 2 地先から 小俣町新村 453 番地先まで	旧	7.4～9.5	210.0
			新	11.0～12.4	210.0

伊勢市告示第 3 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により、今一色コミュニティセンターの指定管理者を次のとおり指定したので、伊勢市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成 17 年伊勢市条例第 59 号) 第 8 条第 2 項の規定により告示します。

平成 31 年 1 月 11 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 指定管理者となる団体

伊勢市二見町今一色 874 番地 399

今一色区自治会

区長 中村 省三

2 指定の期間

平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日まで

伊勢市告示第4号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、伊勢市都市農山村交流促進施設の指定管理者を次のとおり指定したので、伊勢市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年伊勢市条例第59号)第8条第2項の規定により告示します。

平成31年1月11日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 指定管理者となる団体

伊勢市横輪町594番地

横輪町活性化委員会

代表者 会長 上田 和夫

2 指定の期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

伊勢市告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、賓日館の指定管理者を次のとおり指定したので、伊勢市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年伊勢市条例第59号）第8条第2項の規定により告示します。

平成31年1月11日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 指定管理者となる団体

伊勢市二見町茶屋232番地

特定非営利活動法人二見浦・賓日館の会

会長 奥野 雅則

2 指定の期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

伊勢市告示第6号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、サンライフ伊勢の指定管理者を次のとおり指定したので、伊勢市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年伊勢市条例第59号)第8条第2項の規定により告示します。

平成31年1月11日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 指定管理者となる団体

伊勢市八日市場町13番13号

一般社団法人 伊勢地域勤労者福祉サービスセンター

代表者 理事長 吉川 松喜

2 指定の期間

平成31年4月1日から平成34年3月31日まで

伊勢市教育委員会告示第1号

伊勢市教育委員会会議を次のとおり招集します。

平成31年1月10日

伊勢市教育委員会

教育長 北 村 陽

記

- 1 日 時 平成31年1月16日（水）午後7時00分
- 2 場 所 伊勢市教育委員会（小俣総合支所）2階 第1・2会議室
- 3 会議に付する事件
 - 議案第1号 平成31年度学校業務員、給食調理士及び幼稚園教諭の人事異動方針について
 - 議案第2号 伊勢市立幼稚園規則の一部改正について
 - 議案第3号 伊勢市立小中学校共同実施組織規程の一部改正について

伊勢市教育委員会告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、伊勢市立図書館の指定管理者を次のとおり指定したので、伊勢市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年伊勢市条例第59号）第8条第2項の規定により告示します。

平成31年1月11日

伊勢市教育委員会

教育長 北 村 陽

1 施設の名称及び指定管理者

名称	伊勢市立図書館
団体名	株式会社 図書館流通センター
団体所在地	東京都文京区大塚3丁目1番1号
代表者	代表取締役 石井 昭

2 指定の期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

伊勢市教育委員会告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、伊勢市生涯学習センターの指定管理者を次のとおり指定したので、伊勢市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年伊勢市条例第59号）第8条第2項の規定により告示します。

平成31年1月11日

伊勢市教育委員会

教育長 北 村 陽

1 施設の名称及び指定管理者

名称	伊勢市生涯学習センター
団体名	特定非営利活動法人 まなびの広場
団体所在地	伊勢市二見町松下1349番地164
代表者	理事長 岡島 久美子

2 指定の期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

伊勢市教育委員会告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、伊勢市観光文化会館及び伊勢市観光文化会館駐車場の指定管理者を次のとおり指定したので、伊勢市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年伊勢市条例第59号）第8条第2項の規定により告示します。

平成31年1月11日

伊勢市教育委員会

教育長 北村 陽

1 施設の名称及び指定管理者

名称

(1) 伊勢市観光文化会館

(2) 伊勢市観光文化会館駐車場

団体名 株式会社 ケイミックスパブリックビジネス

団体所在地 東京都港区虎ノ門2丁目2番5号

代表者 代表取締役 橋本 鉄司

2 指定の期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

伊勢市教育委員会告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、伊勢市立伊勢古市参宮街道資料館の指定管理者を次のとおり指定したので、伊勢市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年伊勢市条例第59号）第8条第2項の規定により告示します。

平成31年1月11日

伊勢市教育委員会

教育長 北 村 陽

1 施設の名称及び指定管理者

名称	伊勢市立伊勢古市参宮街道資料館
団体名	伊勢古市参宮街道資料館運営委員会
団体所在地	三重県伊勢市中之町69番地
代表者	委員長 世古 富保

2 指定の期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

伊勢市教育委員会告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、伊勢河崎商人館の指定管理者を次のとおり指定したので、伊勢市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年伊勢市条例第59号）第8条第2項の規定により告示します。

平成31年1月11日

伊勢市教育委員会

教育長 北 村 陽

1 施設の名称及び指定管理者

名称	伊勢河崎商人館
団体名	伊勢市河崎2丁目5番9号
団体所在地	特定非営利活動法人 伊勢河崎まちづくり衆
代表者	理事長 高橋 徹

2 指定の期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

伊勢市農業委員会告示第1号

伊勢市農業委員会第157回総会を次のとおり招集します。

平成31年1月9日

伊勢市農業委員会
会長 早川 繁一

- 1 招集の日時 平成31年1月16日（水）午前10時
- 2 招集の場所 伊勢市役所 御園総合支所 2-4会議室
- 3 付議すべき事項
 - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
 - 議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について
 - 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第5号 非農地証明願について
 - 議案第6号 伊勢市農用地利用集積計画について(農林水産課提案)

伊勢市上下水道事業告示第1号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成17年上下水道事業管理規程第17号)第5条の規定により伊勢市指定給水装置工事事業者を次のとおり指定しましたので、告示します。

平成31年1月9日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	事業者名	所 在 地	指定年月日
376	広島屋文化設備店	志摩市大王町波切 3313番地11	平成30年12月19日

伊勢市公告第 1 号

都市再開発法（昭和 44 年法律第 38 号）第 50 条の 9 第 2 項において準用する同法第 50 条の 8 第 1 項の規定により三重県知事から送付を受けた伊勢市駅前 B 地区第一種市街地再開発事業に係る施行地区及び設計の概要を表示する図書を、同条第 3 項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成 31 年 1 月 8 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 縦覧場所

伊勢市都市整備部都市計画課

2 縦覧期間

平成 31 年 1 月 8 日から都市再開発法第 100 条第 2 項又は第 125 条の 2 第 5 項の公告の日まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日及び 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日を除く。）

3 縦覧時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

伊勢市公告第2号

公売公告兼見積価額公告

下記により差押財産を公売するので、国税徴収法（昭和34年法律第147号）第95条及び第99条の規定により公告します。

なお、この公売財産の換価代金について配当を受けることができる質権、抵当権、先取特権、留置権等の権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに債権現在額申立書（伊勢市総務部収納推進課に用意してあります。）によりその内容を申し出てください。

平成31年1月8日

伊勢市長 鈴木 健一

記

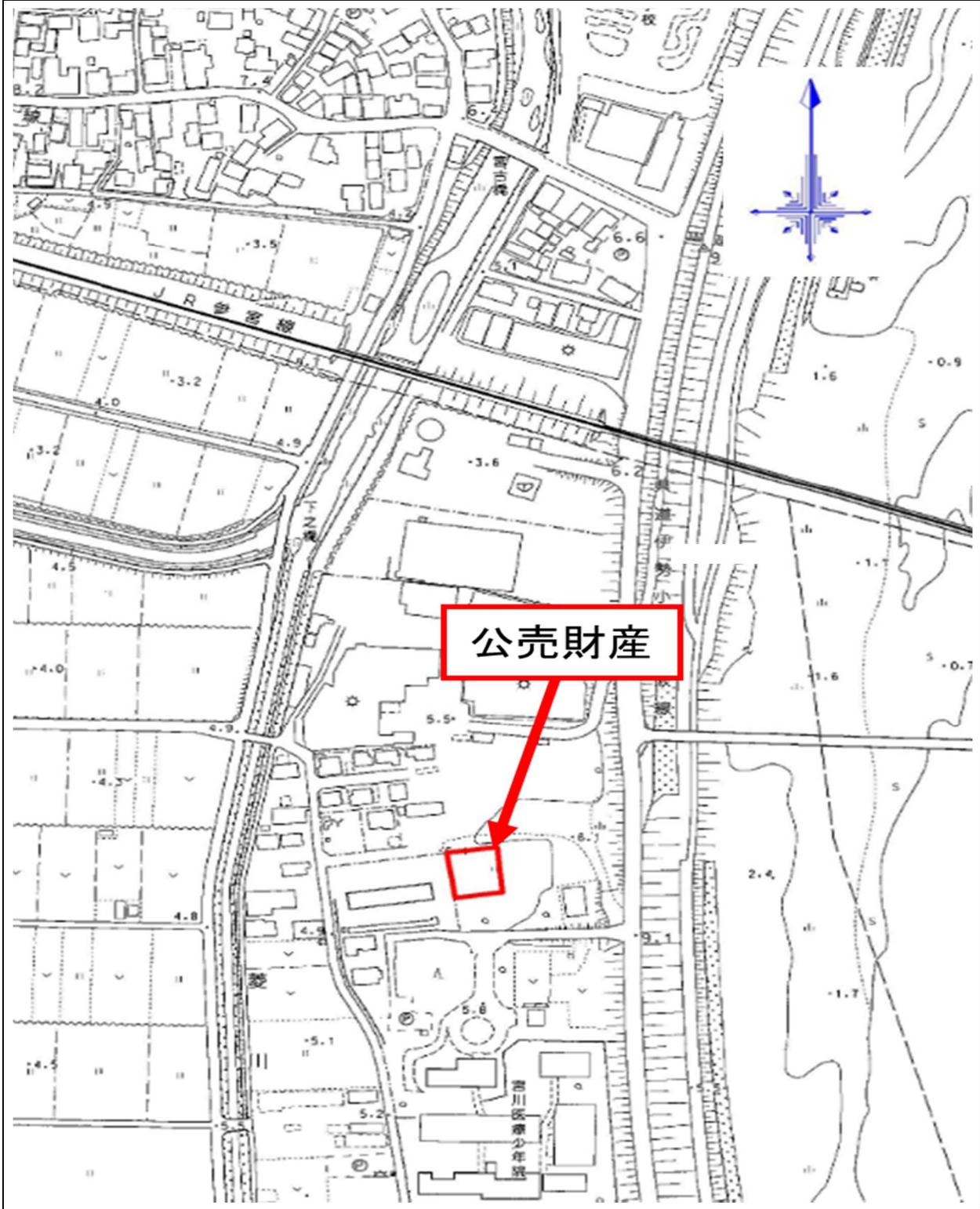
公 売 財 産	別紙「公売財産概要書」のとおり	
公 売 方 法	期間入札	
公売の 日 時	公売参加 申込期間	平成31年 2月14日（木）13時00分から 平成31年 2月26日（火）23時00分まで
	入札期間	平成31年 3月 5日（火）13時00分から 平成31年 3月12日（火）13時00分まで
公 売 の 場 所	ヤフー株式会社が提供する公売に関するインターネットオークションシステム上	
売却決定期日	平成31年 3月19日（火）13時00分	
売却決定の場所	伊勢市総務部収納推進課	
買 受 代 金 の 納 付 の 期 限	平成31年 3月19日（火）14時30分まで	
買 受 人 の 資 格 そ の 他 の 要 件	国税徴収法第92条及び第108条に該当する者を除きます。	
見 積 価 額	1,380,000 円	
公 売 保 証 金	140,000 円	
そ の 他	「伊勢市インターネット公売ガイドライン」を参照のこと。	
(注) 次順位買受申込者制度が適用され、次順位買受申込者に売却決定をする場合には、売却決定の日時及び買受代金の納付の期限が異なることがあります。		

公 売 財 産 概 要 書

売却 区分 番号	S30-3																																																
公 売 財 産 の 表 示	<p>(土地の表示)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">1</td> <td style="width: 20%;">所 在</td> <td>伊勢市小俣町宮前</td> </tr> <tr> <td></td> <td>地 番</td> <td>20 番 1</td> </tr> <tr> <td></td> <td>地 目</td> <td>畑</td> </tr> <tr> <td></td> <td>地 積</td> <td>172 m²</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>所 在</td> <td>伊勢市小俣町宮前</td> </tr> <tr> <td></td> <td>地 番</td> <td>20 番 2</td> </tr> <tr> <td></td> <td>地 目</td> <td>畑</td> </tr> <tr> <td></td> <td>地 積</td> <td>18 m²</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>所 在</td> <td>伊勢市小俣町宮前</td> </tr> <tr> <td></td> <td>地 番</td> <td>20 番 3</td> </tr> <tr> <td></td> <td>地 目</td> <td>畑</td> </tr> <tr> <td></td> <td>地 積</td> <td>31 m²</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>所 在</td> <td>伊勢市小俣町宮前</td> </tr> <tr> <td></td> <td>地 番</td> <td>21 番</td> </tr> <tr> <td></td> <td>地 目</td> <td>畑</td> </tr> <tr> <td></td> <td>地 積</td> <td>324 m²</td> </tr> </table>	1	所 在	伊勢市小俣町宮前		地 番	20 番 1		地 目	畑		地 積	172 m ²	2	所 在	伊勢市小俣町宮前		地 番	20 番 2		地 目	畑		地 積	18 m ²	3	所 在	伊勢市小俣町宮前		地 番	20 番 3		地 目	畑		地 積	31 m ²	4	所 在	伊勢市小俣町宮前		地 番	21 番		地 目	畑		地 積	324 m ²
1	所 在	伊勢市小俣町宮前																																															
	地 番	20 番 1																																															
	地 目	畑																																															
	地 積	172 m ²																																															
2	所 在	伊勢市小俣町宮前																																															
	地 番	20 番 2																																															
	地 目	畑																																															
	地 積	18 m ²																																															
3	所 在	伊勢市小俣町宮前																																															
	地 番	20 番 3																																															
	地 目	畑																																															
	地 積	31 m ²																																															
4	所 在	伊勢市小俣町宮前																																															
	地 番	21 番																																															
	地 目	畑																																															
	地 積	324 m ²																																															
見積 価額	1,380,000 円																																																
公売 保証金	140,000 円																																																
公 売 条 件 等	<ol style="list-style-type: none"> 1 地目・地積は登記簿による。 2 境界については、隣接土地所有者と協議すること。 3 公売財産は宮川左岸隣接の一環にあって、県道伊勢小俣松阪線西背後の住宅・工業等の混在地域内に所在する。 4 公売財産は平成 30 年 12 月 3 日現在、雑木・灌木などが所在する長期の休耕放置畑としての利用である。 5 公売財産は現況有効なる公道に接面しない無道路地であり、隣接・周辺より一段低位となる概ね平坦地勢下にある。 6 公売財産の一部に工事残土等の処理部分があるが埋立過程等については不明である。 7 公売財産の地目は畑であるが、伊勢市の農業委員会において‘非農地’と調査された。 8 都市計画法 非線引都市計画区域 工業地域 指定建蔽率 60% 指定容積率 200% 9 消費税及び地方消費税については非課税財産である。 																																																

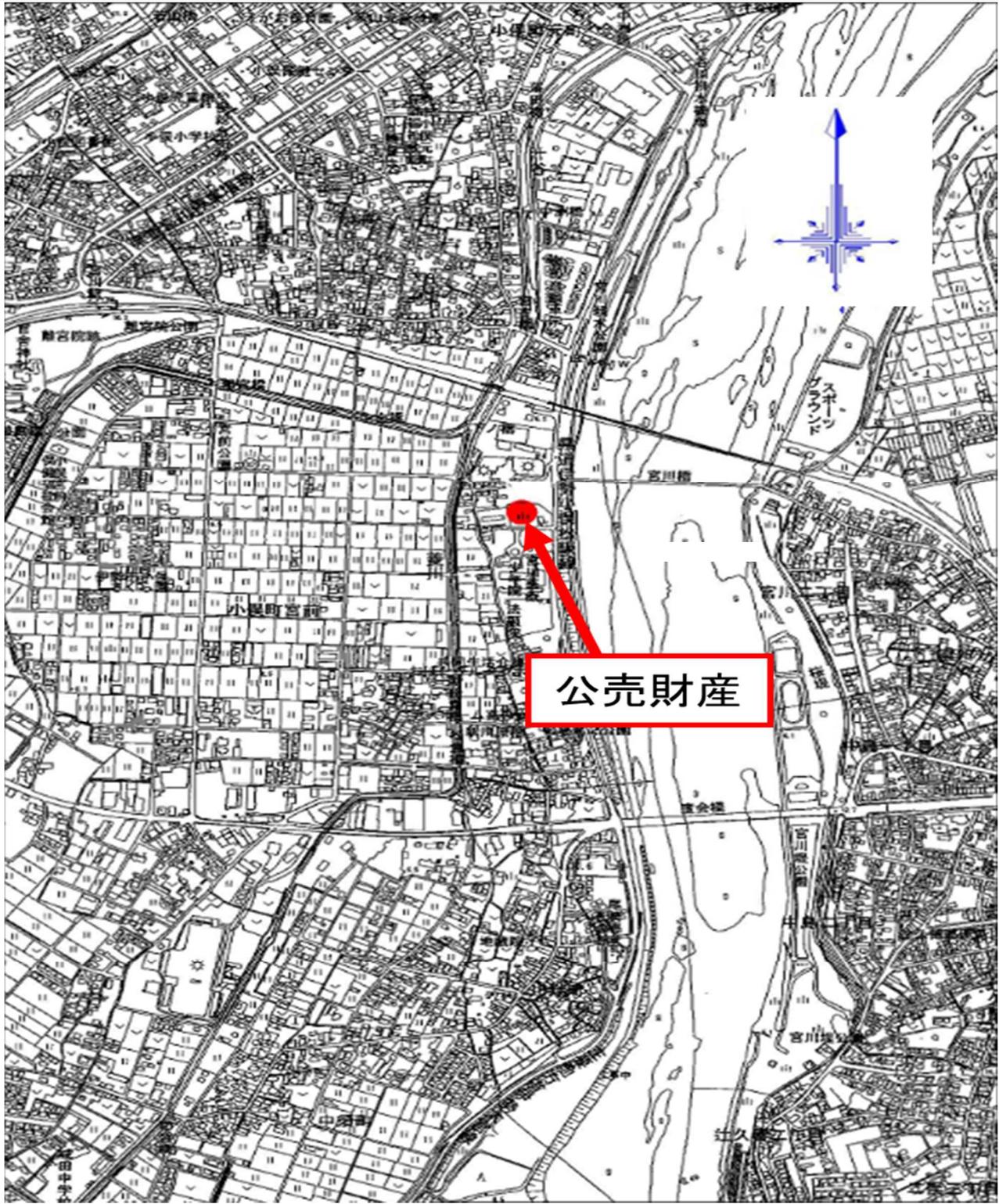
売却区分番号	S30-3
--------	-------

所在図



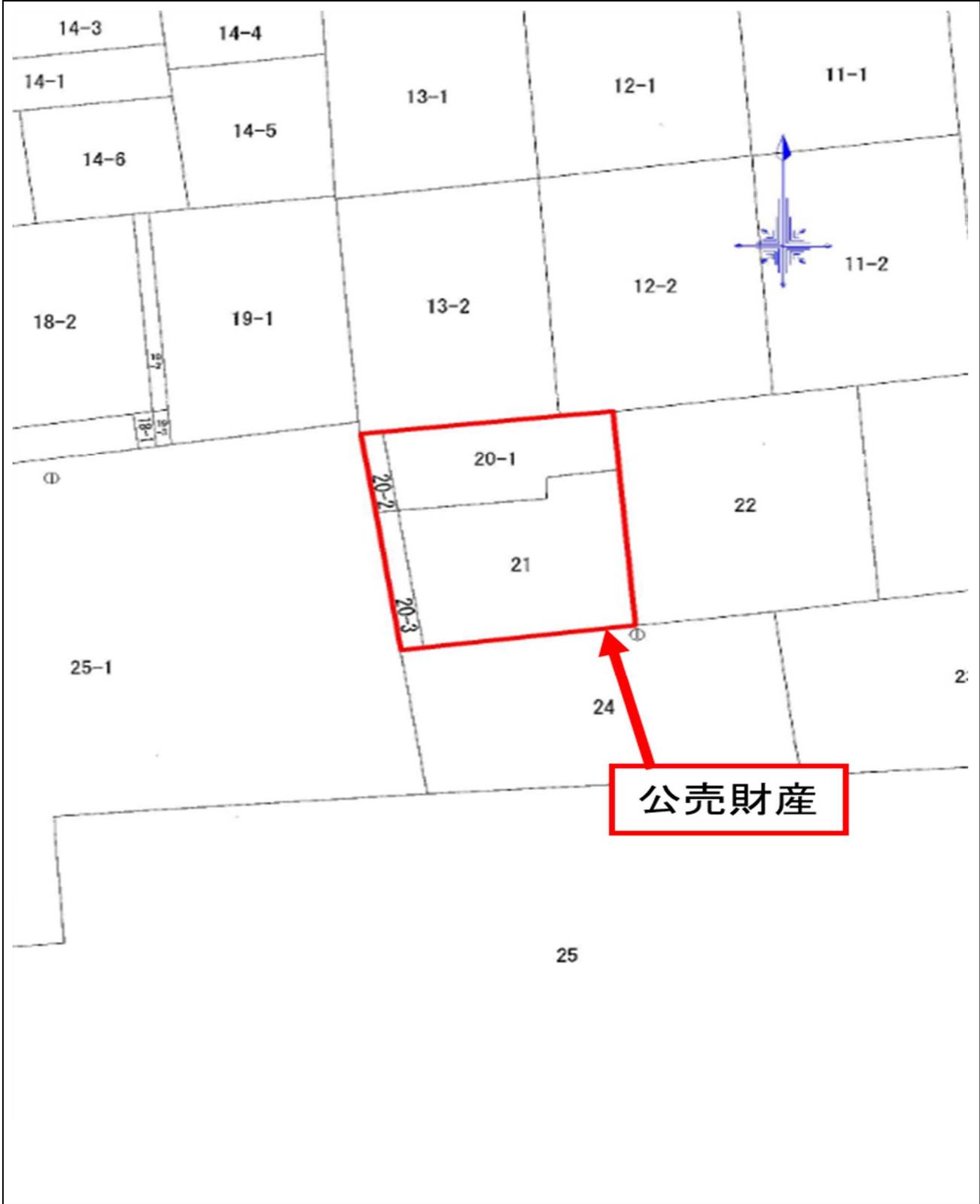
売却区分番号	S30-3
--------	-------

所 在 図



売却区分番号	S 30-3
--------	--------

土地参考図(公図)



売却区分番号

S 30-3



売却区分番号

S 30-3



伊勢市公告第3号

都市公園の供用開始について

都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定により、次のように都市公園の供用を開始します。

平成31年1月11日

伊勢市長 鈴木 健 一

名 称	位 置	区 域(m ²)
相合第2公園	伊勢市小俣町相合912番19	113

供用開始の期日 平成31年1月11日

供用開始の都市公園を表示した図面を縦覧する場所及び期間

縦覧する場所 伊勢市都市整備部維持課

縦覧する期間 公告の日から2週間

伊勢市公告第 4 号

都市公園の供用開始について

都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 2 条の 2 の規定により、次のように都市公園の供用を開始します。

平成 31 年 1 月 11 日

伊勢市長 鈴木 健 一

名 称	位 置	区 域 (㎡)
上地ナチュラル公園	伊勢市上地町 3102 番 27	238

供用開始の期日 平成 31 年 1 月 11 日

供用開始の都市公園を表示した図面を縦覧する場所及び期間

縦覧する場所 伊勢市都市整備部維持課

縦覧する期間 公告の日から 2 週間